

答 申 第 1 号

平成26年10月16日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

山 中 健 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成26年10月16日付兵後広第529号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 公益上の必要性について

貴広域連合から個人情報(別紙)を豊岡市へ外部提供することについては、「自治体共用型健幸クラウド」について、健康に影響を与える総合的な要因に係る情報を取得・分析・評価し、自治体の課題を明確にするとともに、その対策の立案や施策の実施と評価を行い、システムを利用する各自治体におけるより高精度な健康施策の分析・評価が可能となるものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ迅速に廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、クラウド上でのデータ保管に伴う株式会社つくばウエルネスリサーチへのデータ提供にあたっては、豊岡市が特に「連結不可能匿名化処理」(他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理)を行ったうえで提供すること。



自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータの提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

- (1) 豊岡市の後期高齢者医療被保険者にかかる医療給付データ
給付記録管理テーブル（個人番号、診療年月、都道府県コード、点数表コード、入外別種別、診療実日数、傷病名コード1、決定点数、包括区分コード、請求年月）、
資格テーブル（個人番号）
- (2) 年度区分
レセプトの保存年限である5年間分（平成21年度から平成25年度）
なお、平成26年度分以降は、毎年9月頃を目途に前年度分の提供を行う。

2 提供先

兵庫県豊岡市

3 豊岡市から第三者へのデータ提供について

自治体共用型健幸クラウドにおいては、豊岡市の外部でデータを保管することとなる。
そのため、第三者に本件データを提供するにあたっては、豊岡市に対し、同市が特に「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供することを条件として課すものとする。

4 データ提供を受ける第三者

株式会社つくばウエルネスリサーチ